

住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務の拡大 (所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、森林法等に基づく事務)

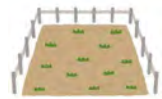
現
行

住民基本台帳法

- ①所有者不明土地法^(注1)に基づく土地所有者探索事務
 - ②森林法に基づく林地台帳作成事務 等[※]
- を行うために、**住民票の写し等について、地方公共団体間での請求(公用請求)や、申請等での添付が必要**

所有者等の現住所を速やかに特定する必要がある

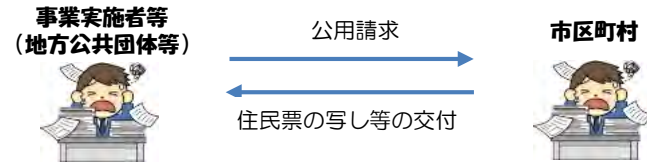
所有者等が不明の土地



※上記の事務のほか、①不動産登記法、②表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律、③農地法、④農地中間管理事業の推進に関する法律、⑤森林経営管理法に基づく事務などについても、所有者不明土地対策として住基ネットの利用を可能とする(注2)。

支障

○公用請求は件数が膨大であり、複数回要する場合もあることから、所有者等の現住所の特定に時間を要する上、事業実施者等(地方公共団体等)にとっても、対応する市区町村にとっても負担となる



○申請等の添付書類として住民票の写し等が必要とされる場合も、**住民票の写し等を交付する市区町村の事務負担**となっている。



見
直
し
後

住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務に
所有者不明土地法等に基づく事務を追加



住民基本台帳ネットワークシステムを利用することにより、
○公用請求が不要に
○住民票の写し等の添付が不要に



効果

- 所有者等の現住所の速やかな特定が可能となり、**各事務の円滑な実施に寄与**
- 市区町村では、公用請求への対応や住民票の写し等の交付に係る事務が減少し、**行政事務が効率化**
- 申請書類等の削減により、**申請等の手続負担が軽減**



(注1) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)

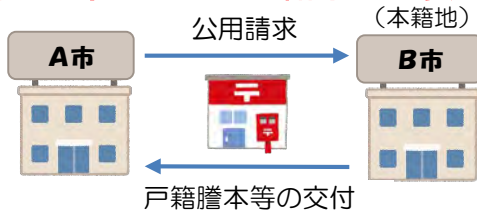
(注2) その他、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」に基づく事務についても住基ネットの利用を可能とする措置を講ずる。

戸籍情報連携システムの利用事務の拡大（管理不全空家の所有者特定等に関する事務）

現
行

戸籍法

- 例えば、空き家の所有者の特定等のため、市区町村が戸籍謄本等の公用請求を行う場合、**本籍地の市区町村への請求が必要**



支障

- 公用請求は、本籍地の市区町村に対して**郵送**でやり取りする**場合が多いため、戸籍謄本等を得るために1カ月程度の日数を要する**場合がある
- 所有者が不明の空き家等について、**所有者の特定に時間を要する**

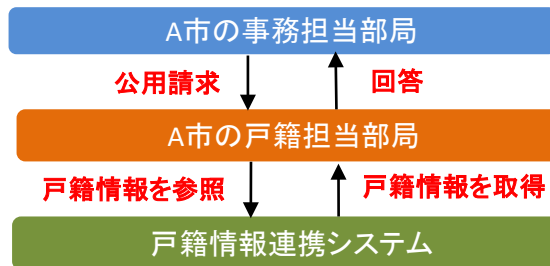
所有者が不明の空き家等

住民の生活環境に
深刻な影響



見
直
し
後

- 市区町村の事務担当部局が、同一市区町村の戸籍担当部局に公用請求し、**戸籍情報連携システム**（令和5年度末に稼働予定）を利用して**戸籍情報を取得することを可能**（注）とする



効果

- 市区町村における**公用請求に係る事務の効率化**に資する
- 市区町村は、**管理不全の危険な空き家等に対して、速やかに改善依頼や勧告等を行うことが可能**となる

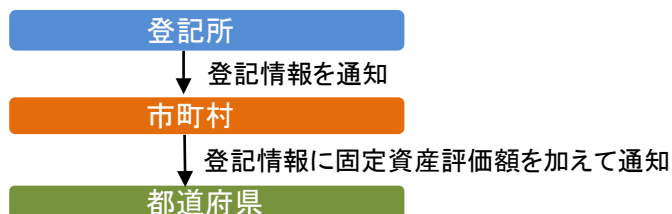


（注）戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）により、本人等については、本籍地以外の市区町村へ戸籍謄本等の請求が可能となる措置が既に講じられている（公布の日（令和元年5月31日）から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）。

固定資産評価額等の市町村から都道府県への通知方法の見直し

現
行

- 都道府県の不動産取得税に係る課税事務について、
 - ・市町村が、登記所から通知される登記情報に加えて、固定資産ごとの**固定資産評価額**を都道府県に通知している



支障

- 市町村は、登記1件ごとに**固定資産評価額を抽出する事務が発生し、手書きで書き写す場合もあるなど、事務に多大な負担が生じる**
※都道府県の職員が登記所を訪問し、手書きで固定資産評価額を書き写している場合もある。



見
直
し
後

地方公共団体の基幹税務システムの標準化
※原則、令和8年度から

- 市町村の税務システムにおいて、固定資産評価額等を**電子データにより出力することが可能に**



地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の更改
※令和8年度の秋を予定

- 市町村から都道府県へ**固定資産評価額等の電子データをオンラインで通知することが可能に**

効果

- 地方公共団体の不動産取得税に係る**事務負担が軽減される**



国家資格等手続のオンライン化の対象資格拡大とオンライン手続時の都道府県経由事務の見直し

現
行

国家資格等情報連携・活用システム

- ・国家資格における手続のオンライン化のためのシステム
- ・第一弾として、32の国家資格の手続について、令和6年度から運用開始予定
- ⇒ 全国通訳案内士、クリーニング師、調理師、製菓衛生師、登録販売者は、32資格に含まれておらず、本システムによるオンライン化の対象外。
- ⇒ また、32資格のうち、管理栄養士等13資格の免許申請は、都道府県を経由して手続する必要あり。

支障

- 各手続においては、申請書や戸籍謄本等を**書面**で提出する必要がある。
- 都道府県を経由することにより、**都道府県の業務が圧迫**されるほか、手続の**所要期間も増加**

✕ **申請者、都道府県双方の負担に**



見
直
し
後

○**全国通訳案内士、クリーニング師、調理師、製菓衛生師、登録販売者**を本システムによるオンライン化の**対象に追加** ※1

○オンライン手続の場合の**都道府県経由を不要**とし、申請者が**直接、国にオンライン申請** ※2

※1 本システムを活用しオンライン化する方向で、令和4年度中に検討。
 ※2 都道府県経由事務の廃止等について、令和5年中の可能な限り早期に検討。

効果

書面の提出不要、手続の迅速化

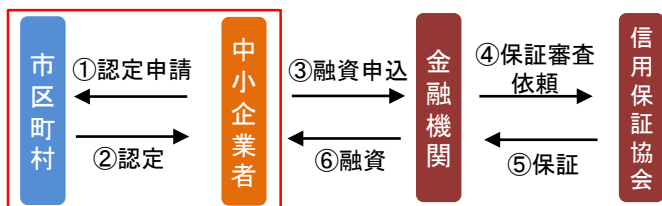
○ **申請者、都道府県双方の負担軽減**



セーフティネット保証及び危機関連保証の認定に係る事務手続のオンライン化等

現
行

○中小企業者が
セーフティネット保証制度を利用するためには、
対象事業者該当することについて、
市区町村長の認定を受ける必要がある



支障

市区町村

○新型コロナにより認定申請件数が急増し、
事務負担が増大



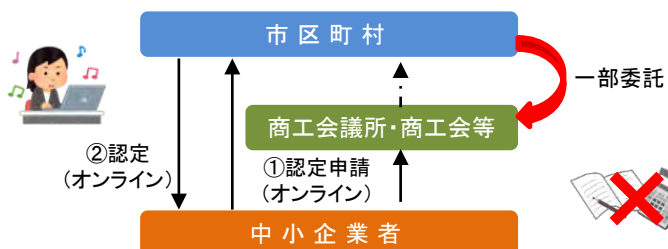
中小企業者

○来庁又は郵送による**申請手続の負担**



見
直
し
後

○認定申請手続をオンライン化
○認定事務のうち**一部の補助的業務**について
合意を前提に、**商工会議所及び商工会等の外部機関へ**
の委託が可能であることを明確化



効果

- 中小企業者の利便性向上**
- 申請事務の分散や認定要件の自動点検による
市区町村の事務負担軽減
- 認定申請時に必要な支援情報を提供可能



※「セーフティネット保証制度」

…自然災害、構造的な不況等によって経営の安定に支障が生じている中小企業者に、一般の保証限度額とは別枠で融資を保証する制度のこと。

罹災証明書の交付に必要な被害認定調査において固定資産課税台帳等の情報の利用を可能とすること

現
行

- 市町村は、被災住家等について罹災証明書の申請があった場合は、**被害認定調査**を実施
- 調査に当たっては、**住家の構造や住家の全体構成を示す図面等の情報**が必要
- 上記情報を得るために、**固定資産課税台帳等**を利用できれば調査の迅速化につながるが、地方税法上漏らしてはならない「**秘密**」に該当するため、**利用できない**



支障

- 台帳を利用できないため、住家の図面を現地で作図する必要があるなど、**被害認定調査に時間を要する**
- 被害認定の基礎情報である「住家の構造(木造・非木造)」が、**現地では把握困難**な場合がある

➡ **罹災証明書の発行が遅延**



見
直
し
後

- 被害認定調査**において、**固定資産課税台帳等の情報の利用を可能**とする



効果

- 迅速・円滑な罹災証明書の発行**が可能に

➡ **被災者の生活再建の円滑化・迅速化に寄与**



建築主事の任用に必要な建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し

現行

建築基準法

- 地方公共団体において建築確認の事務を行う**建築主事**は、建築基準適合判定資格者検定に合格し、国土交通大臣の登録を受けた者でなければならない
- 建築基準適合判定資格者検定の受検資格は、「一級建築士試験に合格し、**「実務経験(建築行政に関し、2年以上)」を積んでいること**



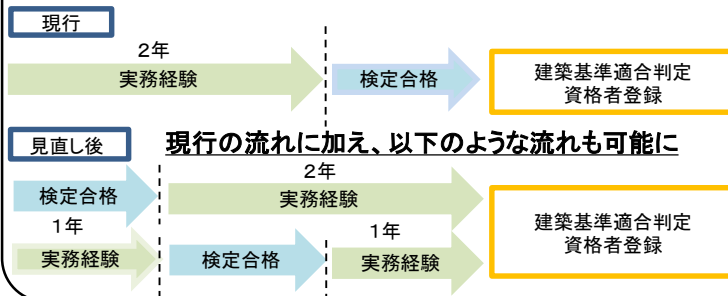
支障

- 多くの建築行政職員に実務経験を積んで欲しいが、実務経験として加算される部署への**人員配置には限界**がある。そのため、当該部署へ配置できなかった職員の**実務経験の習得が遅れ**、建築基準適合判定資格者検定の**受検も遅れる**
- ⇒**建築主事の継続的かつ安定的な確保に支障**が生じている



見直し後

- 受検資格として定められている**実務経験について、建築基準適合判定資格者の登録要件とする(受検の段階では実務経験を不要とする)**



効果

- 受検機会の拡大**により、当該検定に合格した者に実務経験を優先的に積ませることができ、**早期に建築主事に任用することが可能**となる

建築主事の継続的かつ安定的な確保、建築確認関係事務の執行体制の確保に資する



生活保護の受給開始に伴う国民健康保険の資格喪失に係る届出を省略可能とする見直し

現
行

- 国民健康保険の被保険者が生活保護受給者となる場合、世帯主から市区町村に、国民健康保険の資格喪失に係る届出が必要
- 市区町村は、生活保護受給者の対象者を把握していても、世帯主からの届出がなければ、国民健康保険の資格喪失の処理ができない



支障

- 世帯主からの届出がない場合は、勧奨通知の送付等の事務が発生
- 生活保護受給者が国民健康保険の保険証で医療機関を受診した場合、医療機関に対してレセプトの返戻をする等の事務負担が発生



省令の改正

見
直
し
後

- 市区町村の国民健康保険部局が、生活保護部局からの通知等によって、国民健康保険の被保険者が生活保護の受給を開始したことを把握できる場合には、被保険者の資格喪失に係る届出を省略可能とする



効果

- 届出に係る **世帯主の負担が軽減**
- 勧奨通知等の **市区町村の事務負担が軽減**

